

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料



仮徴収(年金天引き)のお知らせ

令和8年度の国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の仮徴収(年金天引き)を、4月から行います。納付方法の変更を希望する人は、手続きを行ってください。
詳しくは、**本保険年金課(四)2429**へ。

仮徴収とは

令和8年度の保険税(料)について、4・6・8月の年金から、仮の金額(仮徴収額)で徴収を行うことを仮徴収といいます。仮徴収する金額は、令和7年度の保険税(料)を基に算定を行います。

仮徴収の対象は

令和7年10月1日までに要件を満たした世帯(人)が対象となります。加入している保険ごとに対象となる世帯(人)が異なりますので、詳しくは下図で確認してください。

※令和8年度の年間保険税(料)額については、7月に決定し、同月中に通知予定です

する人は、保険年金課または各行政センターで申請手続きをしてください。

※口座振替ができなくなつた場合は、年金天引きが再開される場合があります

持ち物 ①本人確認書類

②口座振替依頼書の本人控(新規で口座振替の申し込みをした人)

申請期限 1月30日(金)
※4月の仮徴収から変更を希望する人の期限です。申請は随時受け付けています

納付方法の変更を希望する人は申請を

仮徴収に
該当しない場合は

仮徴収(年金天引き)対象者の場合でも、申請により年金からの天引きではなく、口座振替に納付方法を変更することができます(納付書による口座振替による納付はできません)。

国民健康保険税

- | 仮徴収の対象となる世帯 | 国民健康保険税 |
|---|--------------------------------------|
| ①世帯主の介護保険料が年金天引きされている | ①介護保険料が年金天引きされている |
| ②世帯主が国保に加入している | ②特別徴収対象年金額(年金天引きの対象となる年金額)が年間18万円以上 |
| ③世帯の国保加入者の全員が65歳以上75歳未満 | ③介護保険料と後期保険料の合計が、特別徴収対象年金額の2分の1を超えない |
| ④世帯主の特別徴収対象年金額(年金天引きの対象となる年金額)が年間18万円以上 | ④納付方法変更申出により口座振替に変更していない |
| ⑤介護保険料と国保税の合計が、世帯主の特別徴収対象年金額の2分の1を超えない | |
| ⑥年度内に75歳になる加入者がいない | |
| ⑦納付方法変更申出により口座振替に変更していない | |

後期高齢者医療保険料

- | 仮徴収の対象となる人 | 後期高齢者医療保険料 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ①介護保険料が年金天引きされている | ①介護保険料が年金天引きされている |
| ②特別徴収対象年金額(年金天引きの対象となる年金額)が年間18万円以上 | ②特別徴収対象年金額(年金天引きの対象となる年金額)が年間18万円以上 |
| ③介護保険料と後期保険料の合計が、特別徴収対象年金額の2分の1を超えない | ③介護保険料と後期保険料の合計が、特別徴収対象年金額の2分の1を超えない |
| ④納付方法変更申出により口座振替に変更していない | ④納付方法変更申出により口座振替に変更していない |

すでに年金から天引きされている世帯または人

【市からのお知らせはありません】

令和8年2月の年金から天引きされた金額と同額を4・6・8月に仮徴収します

令和8年4月から
新規で年金からの天引きとなる世帯または人

【市からのお知らせがあります】

これまで納付書または口座振替で納付していた令和7年度の年間保険税(料)を年金支給回数(6回)で割った額を4・6・8月に年金から仮徴収します



▲国保税
市ホームページ



▲後期保険料
市ホームページ

※例年、仮徴収の対象者全員に通知でお知らせしていましたが、仮徴収額は2月の年金から天引きされた金額と同額であることから、前年度より継続して年金天引きされる人には、令和8年度から仮徴収の市からのお知らせの送付を廃止します